給与支払報告 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、非課税の方も含めてすみやかに提出してください

※処理事項	1．現年度	2．新年度	3．両年度

令和 × 年 ○ 月 △ 日

殿

（特別徴収義務者）

所在地	郵便番号 012 － 3456　○○県××市△△1－2－3
名称	株式会社 ○×商事
代表者の職氏名印	代表取締役 特徴 太郎　代表印
個人番号又は法人番号	11111 1111 1111

特別徴収義務者指定番号	1234567
宛名番号	123
連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係：人事課 / 氏名：特徴 花子 / 電話：（0000）00 － 0000 番

異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は、前勤務先では記載しないでください。

ご注意

1 黒のボールペンで、はっきりと記載してください。

2 転勤、再就職等により、前勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。新勤務先は、前勤務先等による特別徴収届出書（この書）の事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要の手続を済ませたうえで、一月一日現在の市区町村長に送付してください。「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先の提供を受け記載してください。また前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の「個人番号」は、前勤務先へ送付願います。

3 一月一日から勤務先の間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

※印の欄は、届出者において記入する必要はありません。

給与所得者

フリガナ	イ		（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済税額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由
氏名	伊 太郎	生年月日（旧姓：　）昭和 50 年 1 月 1 日	140,000 円	6 月から 8 月まで 35,600 円	9 月以降 104,400 円	令和 × 年 8 月 31 日	1 退職（普/障） ✔ 2 転勤 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 合併 7 会社解散 8 住所 9 その
個人番号	2222 2222 2222						
旧住所	（1月1日現在の住所…必ず記入願います。）○○県××市△△3－2－1						
現住所	（給与の支払を受けなくなった後の住所）						

（特別徴

＊［9. その次のい

転勤により、新しい勤め先でも引き続き特別徴収する場合。

異動後の未徴収税額の徴収	一括徴収した税額は	退職した年の1月から退職時までの給与支払額
✔ 1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 した場徴収	月分で納入します。	円 控除社会保険料額 円

◎退職等によ さい。

（1月1日～4月

一括徴収		一括徴収しない理由
	1 異動が申出が	1 異動の日が6月1日～12月31日までの間で、本人から申し出がないため。 2 異動の日が1月1日～4月30日までの間で、残税額（上記（ウ）の額）を超える給与、または退職手当の支払いがないため。 3
	2 異動が特別徴め	
異動者印	・ 円	

転勤により、特別徴収の8月分までを前勤め先で徴収済みで、新勤め先で9月分から特別徴収を開始する場合。

前勤め先：上段を入力。徴収済税額に6～8月分の税額を入力し、未徴収税額を9月以降とします。

新勤め先：下段を入力。「9」月分から特別徴収するとします。

		退職手当等の支払額（支払金額）
1 普B	他の事業所で特別徴収（例：乙欄適用者）	円
2 普C	給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支給額○○万円以下）	
3 普D	給与の支払いが不定期（例：給与の支払いが毎月でない）	勤続年数
4 普E	事業専従者（個人事業主のみ対象）	年

◎就職・転勤等によ い勤務先において特別徴収を希望される場合は、次の欄に記載してください。

1. 就職 2. 転勤 3. その他 のうち、

該当番号 2 番により、

普通徴収の 期から

4期までを 9 月分から

特別徴収し納入する。

（特別徴収義務者）

所在地	郵便番号 987 － 6543　○○県××市△△4－5－6
フリガナ	マルバツフドウサン カブシキガイシャ
名称	○×不動産 株式会社
代表者の職氏名印	代表取締役 特徴 次郎　代表印
個人番号又は法人番号	33333 3333 3333

特別徴収義務者指定番号	9876543
連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係：人事課 / 氏名：特徴 春子 / 電話：（9999）99 － 9999 番
給与支払方法及びその期日	月末締め 翌月15日支払
特徴納入書の送付	✔ 必要